市町村議会で議決した意見書（平成28年6月～9月）

平成28年9月29日現在

No.	市 町 村 名	件名	議決年月日	頁
1	盛　岡　市	私学助成の充実を求める意見書	H28.9.2	1
2	北　上　市	地方財政の充実･強化を求める意見書	H28.8.25	2
3	北　上　市	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書	H28.9.7	3
4	久　慈　市	奨学金制度の充実を求める意見書	H28.9.7	4
5	遠　野　市	介護保険制度における要介護軽度者への給付を継続することを求める意見書	H28.9.15	5
6	遠　野　市	骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書	H28.9.15	6
7	陸前高田市	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書	H28.6.22	7
8	陸前高田市	無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書	H28.6.22	8
9	二　戸　市	少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書	H28.9.20	9
10	八 幡 平 市	私学助成の充実を求める意見書	H28.9.23	10
11	雫　石　町	義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための、平成２９年度政府予算に係る意見書	H28.9.20	11
12	雫　石　町	教職員定数改善をはかるための、平成２９年度政府予算に係る意見書	H28.9.20	12
13	雫　石　町	私学教育の充実、発展を求める意見書	H28.9.20	13
14	岩　手　町	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書	H28.9.15	14
15	金 ヶ 崎 町	「TPP承認案と関連法案」の撤回･廃案を求める意見書	H28.9.21	15
16	金 ヶ 崎 町	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元を求める意見書	H28.9.21	17
17	金 ヶ 崎 町	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書	H28.9.21	18
18	普　代　村	住民の安全･安心を支える公務･公共サービスの体制･機能の充実を求める意見書	H28.9.15	19
19	普　代　村	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元を図るための、成29年度政府予算に係る意見書	H28.9.15	20
20	普　代　村	私学助成の充実を求める意見書	H28.9.15	21
21	普　代　村	台風10号による災害への対策を求める意見書	H28.9.15	22
24	野　田　村	私学助成の充実を求める意見書	H28.9.16	23

市町村議会名	意見書の内容
盛　岡　市	【議決年月日】平成 28 年９月２日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、文部科学大臣、岩手県知事 【件　　　名】私学助成の充実を求める意見書 私立学校は、公教育の一翼を担い、学校教育の充実、発展に寄与しています。 現在、私立学校が厳しい経営環境にあること、生徒一人当たりにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことなどが、私学の施設・設備などの教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。また、保護者の学費負担が家計を大きく圧迫しているのが現状です。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。 よって、このような実情を勘案し、過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額等、私学助成を更に充実するよう強く求めます。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 28 年８月 25 日 【提　出　先】内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、地方創生担当大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】地方財政の充実・強化を求める意見書 地方自治体は、子育て支援や社会保障、環境対策など果たす役割が拡大するなか、地方版総合戦略に基づく施策の展開等、新たな政策課題にも直面しています。増大する住民のニーズに対応するためには、収支バランスのとれた地方財政を確立させる必要があります。 しかし、経済財政諮問会議では、社会保障と地方財政を歳出改革の重点分野として加速することとしています。財政再建目標を達成するためだけに集中し、必要不可欠な行政サービスが削減されるようでは、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。 よって、国及び政府関係機関においては、平成 29 年度の政府予算の検討にあたり、地方財政の充実・強化に向けて次の事項を実現するよう強く求めます。 １　社会保障、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。 ２　多様化し拡大を続ける社会保障の需要に対応するため、社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。 ３　平成 27 年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないよう、地方交付税のあり方を引き続き検討すること。また、復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、今後も継続すること。 ４　税制改正を行う際には、自治体財政に与える影響を十分検証し、代替財源の確保など、財政運営に支障が生じることないよう考慮すること。 ５　地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」「歳出特別枠」「重点課題対応分」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図り、社会保障、環境対策、地域交通対策などの経常的に必要な経費として振り替えること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 28 年９月７日 【提　出　先】内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書 公的年金は高齢者世帯収入の７割を占め、６割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。年金は老後の生活保障の柱となっています。 年金の支給は隔月となっていますが、欧米諸国では毎月支給を実施しているところが多く、年金生活者にとってより暮らしやすい形の支給となっております。 また、厚生労働省は、平成 27 年４月分の年金を 0.9%増額改定しました。これは、本来なら物価上昇率に応じて増額すべきところを、より低い賃金上昇率を適用し、さらに年金の特例水準解消のための減額やマクロ経済スライドの適用により、結果として 0.9%にとどめたものであり、実質的な年金の削減となっております。 さらに、年金積立金の運用について、株式の運用比率を 50%に倍増させた平成 26 年 10 月からの運用損益が累計で初めてマイナスに転じたことが今年８月に発表されました。これにより、将来の年金財源が不足するのではないかという不安が国民に広がっています。 実質的な年金の削減や支給開始年齢の引き上げ、年金運用損は高齢者だけの問題ではなく、若者の年金不信を増長し、ひいては年金制度への信頼がさらに低下することが懸念されます。 よって、国及び政府関係機関においては、次の事項を実現するよう求めます。 記 １　年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。 ２　年金を毎年下げ続ける「マクロ経済スライド」を廃止すること。 ３　全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に実現すること。 ４　年金支給開始年齢はこれ以上に引き上げないこと。 ５　年金積立金は、長期的な観点から、安全かつ確実な運用を堅持すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
久　慈　市	【議決年月日】平成 28 年９月７日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 【件　　　名】奨学金制度の充実を求める意見書 学費が高騰する一方、世帯収入が下がり続ける中で、家庭の教育費負担が重くなっている。すでに大学生の５割超、大学院生の６割超が何らかの奨学金を受給しなくては学業を続けられないのが実態である。 我が国の公的な奨学金制度の中心である独立行政法人日本学生支援機構による奨学金は貸与型の奨学金制度であり、その７割超（貸与金額）が年３％を上限とする利息付きの奨学金（第２種奨学金）となっている。 近年、被貸与者数および借入金額が増加を続ける一方で、就職難や非正規労働の増加などから、卒業後も奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増している。 よって本議会は、政府において、学習意欲と能力のある若者が家庭の経済状況にかかわらず進学し、安心して学業に専念できる環境を作るため、下記事項について十全の対応をとるよう強く求める。 記 1　高校生を対象とした給付型奨学金制度を拡充し、大学生等を対象とした給付型奨学金制度を創設すること。 2　無利子奨学金を充実させ、延滞金の加算利息はさらに引き下げること。 3　返還猶予、返還免除、減額返還等の救済制度の周知と拡充を図り、柔軟に適用させること。また地方創生の観点から、就職時に地元に戻って定住する場合には奨学金貸与者の返還金の一部または全額を免除する等の制度を創設すること。 4　大学等の授業料免除制度を拡充し、高等教育の学費の引き下げを図ること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
遠　野　市	【議決年月日】平成 28 年９月 15 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】介護保険制度における要介護軽度者への給付を継続することを求める意見書 公的介護保険は、1997 年に法制化され、市民にも定着が図られ、高齢者本人だけでなく、高齢者を抱える家族や地域の福祉にとって必要不可欠な公的社会保険制度になっている。 このような中、2015 年６月 30 日閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」では、介護保険制度の利用者負担や要介護軽度者に対する給付の見直しを検討する方針が出されている。基本方針では、要介護２までのサービスについては市町村事業に移し、車椅子・ベッド・歩行器（車）などの福祉用具使用や、手すり設置などの住宅改修、生活支援サービスは、原則全額自己負担とする等の内容となっている。 しかしながら、要介護軽度者は、生活援助サービスや福祉用具貸与等の介護保険サービスを利用することにより生活の幅が広がり、社会参加も可能になっている方々であるため、この基本方針のまま可決施行されれば、現在介護保険制度を使いデイサービスや訪問介護・福祉用具貸与等の介護保険サービスを受けている方々の多くが全額自己負担となり、生活維持のためにサービスの利用を断念することも危惧される。 その結果は、介護度の重篤化を招き、逆に社会保障費全体が増大することにつながる。「要介護軽度者に対する給付の見直し検討する」という基本方針は再考すべきである。 よって、国においては、介護保険制度における要介護軽度者への給付を継続するよう強く求める。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
遠　野　市	【議決年月日】平成 28 年９月 15 日 【提　出　先】内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書 骨髄移植及び末梢血管細胞移植は、白血病等の難治性血液疾患に対する有効な治療法である。広く一般の方々に善意による骨髄等の提供を呼びかける骨髄バンク事業は、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づいて実施されている。 骨髄バンク事業において、平成 28 年２月現在のドナー登録者数は 45 万人を越え、患者とのＨＬＡ適合率は９割を超えている一方で、そのうち移植に至るのは６割未満に留まっている。これは、ドナーの健康上の問題のほか、提供に伴う通院や入院等のため休暇を認めるか否かは、ドナーを雇用している事業主ごとに対応が異なることなど、様々な要因による。 骨髄バンク事業では、骨髄等の提供に際しての検査や入院等に必要な交通費、医療費等、ドナー側の費用負担はなく、また、万一、骨髄等の提供に伴う健康障害が生じた場合でも、日本骨髄バンクによる損害補償保険が適用されるなど、ドナーの負担軽減に関して様々な取組が行われている。 しかし、ドナーが、検査や入院等で病院に出向くなどして仕事を休業した場合の補償は、現在、行われていない。ドナーが安心して骨髄等を多くの患者に提供できるような仕組みづくりが早急に求められる。 よって、政府に対し、骨髄移植等の一層の推進を図るため、ドナーに対する支援の充実に関し、次の事項を早期に実現するよう強く要請する。 記 １　事業主向けに策定した労働時間等見直しガイドラインの中で、ドナー休暇制度を明示するなど、企業等の取組を促進するための方策を講ずるとともに、ドナー休暇の制度化についても検討すること。 ２　ドナーが、骨髄等の提供に伴う入院、通院、打合せ等のために休業する場合の補償制度の創設について検討すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
陸前高田市	【議決年月日】平成 28 年６月 22 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書 厚生労働省は一昨年の全国消費者物価２．７％、賃金２．３％上昇を受けて、本年４月から年金を０．９％増額改正しました。これは、本来なら物価上昇にリンクして２．７％増額すべきところを平成１６年の年金制度改正を受け、より低い賃金上昇率２.３％から年金の「特例水準」解消のためとする０．５％を減じた上に、「マクロ経済スライド」の初の適用でさらに０．９％減額し、結果として０．９％の増額改定にとどめたことによるものです。 その上、厚生労働省は、「少子化」と「平均余命」の延びを理由に「マクロ経済スライド」を使ってこの先３０年間も年金を下げ続けることを見込んでおり、この仕組みをデフレ経済下でも適用できるようにする法改正を検討しています。 年金の実質的な削減は、消費税増税、物価上昇、住民税、医療・介護保険料の負担増の下で高齢者・年金生活者にとってはダブルパンチとなり、生きる糧としての食生活さえ切り詰めざるを得ない深刻な状態をもたらしています。 年金の削減は高齢者だけの問題ではなく、低賃金の非正規雇用で働く若者など、「将来の年金生活者」にとっても大変深刻な問題です。 いま若者に必要なことは、非正規雇用から正規雇用への切替え、最低賃金の大幅引上げであり、現在と将来の生活に明るい見通しを示し、非婚・晩婚、少子化に歯止めをかけることです。 年金はそのほとんどが消費に回るため、地域経済と地方財政に与える影響は大きく、自治体の行政サービスにも直結する問題となっています。年金が増えれば地域の消費も増え、地方財政が増加し、高齢者の医療や介護の負担を低減できる好循環になります。 つきましては、若者や高齢者が安心できる年金制度の実現のため、下記の事項について強く求めます。 記 １　年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。 ２　年金を毎年下げ続ける「マクロ経済スライド」を廃止すること。 ３　全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に実現すること。 ４　年金支給開始年齢はこれ以上引き上げないこと。 以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
陸前高田市	【議決年月日】平成 28 年６月 22 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣 【件　　　名】無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書 地域住民の生活環境の改善や地域の活性化を図るため、とりわけ防災性の向上や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から、無電柱化の取組を計画的かつ円滑に進めることはとても重要である。 近年、異常気象等の災害による電柱の倒壊に伴う救援救助等への影響や、いたましい通学児童の交通事故、急激なインバウンド効果による海外観光客の増加などから、無電柱化に対する地域の要望は極めて強いものとなっている。 つきましては、災害の防止、安全で円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関し、基本理念や責務、推進計画の策定等を定めることにより、施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、公共の福祉の確保や生活の向上、地域経済の健全な発展に貢献する無電柱化の推進に関する法律案の早期成立を強く要望する。 以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出します。

<table>
<tr><th>市町村議会名</th><th>意見書の内容</th></tr>
<tr><td>二　戸　市</td><td>【議決年月日】平成 28 年９月 20 日
【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣
【件　　　名】少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

３５人以下学級について、小学校１年生、２年生と続いてきた３５人以下学級の拡充が予算措置されていません。
日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約６割が「小中高校の望ましい学級規模」として、２６～３０人を挙げています。このように、保護者も３０人以下学級を望んでいることは明らかです。
社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある児童生徒への対応等も課題となっています。いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決に向けて、計画的な定数改善が必要です。
子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、ＧＤＰに占める教育費の割合は、ＯＥＣＤ加盟国（データのある３１カ国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。
将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。
こうした観点から、２０１７年度政府予算編成において下記事項の実現について、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出いたします。
記
１．少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、ＯＥＣＤ諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、３０人以下学級とすること。
２．教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を２分の１に復元すること。</td></tr>
</table>

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	【議決年月日】平成28年９月23日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣 岩手県知事 【件　　　名】私学助成の充実を求める意見書 私立学校は、公教育の一翼を担い、学校教育の充実、発展に寄与している。 現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫している。また、生徒一人当たりに支出される教育費が公立学校と比べて低いことが、私学の教育諸条件が改善されない大きな要因になっている。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められている。 よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう下記事項を要望する。 記 過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成をさらに充実すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
雫　石　町	【議決年月日】平成 28 年９月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣 【件　　　名】義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための、平成２９年度政府予算に係る意見書 子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、日本のＧＤＰに占める公財政支出の割合は、ＯＥＣＤ加盟国（データのある３４カ国）の中でほぼ最下位に近い値となっています。また、小泉政権下の三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、国の施策としてしっかりと財源を保障し、子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出すための条件整備を行っていくことは必要不可欠なことです。 以上の観点から、平成２９年度政府予算編成において下記事項の実現について要望いたします。 記 １．教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
雫　石　町	【議決年月日】平成 28 年９月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数改善をはかるための、平成２９年度政府予算に係る意見書 日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっています。しかしながら、第７次教職員定数改善計画の完成後　１０年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。 また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応、いじめ・不登校などの課題もあります。こうしたことの解決にむけて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。さらに、少子化に伴って児童数が減少している地域では、学級の複式化によって教職員数が減り、子どもたちの学習保障が困難になっています。小規模校における複式学級を解消し、一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。 いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われています。このことは、自治体の判断として教職員定数改善の必要性を認識していることの表れです。 以上の観点から、平成２９年度政府予算編成において下記事項の実現について要望いたします。 記 １．子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
雫　石　町	【議決年月日】平成 28 年９月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、岩手県知事 【件　　　名】私学教育の充実、発展を求める意見書 私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。 現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また生徒一人当たりにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。 よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。 記 １．私学助成金を更に充実させることを求めます。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
岩　手　町	【議決年月日】平成 28 年９月 15 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための、2017 年度政府予算に係る意見書 日本は、OECD 諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっているが、第７次教職員定数改善計画の完成後 10 年もの間、国による改善計画のない状況が続いている。 自治体が見通しをもって安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画が必要である。 また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容は増加し、日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応、いじめ・不登校などの課題もある。 さらに、少子化に伴って児童数が減少している地域では、学級の複式化によって教職員数が減り、子どもたちの学習保障が困難になっている。小規模校における複式学級を解消し、一人ひとりの子どもたちへのきめ細やかな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠である。 子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であるが、教育予算について、日本のＧＤＰに占める公財政支出の割合は、ＯＥＣＤ加盟国（データのある 34 カ国）の中でほぼ最下位に近い値となっている。 また、義務教育費国庫負担制度の国負担割合が２分の１から３分の１に引き下げられて以来、いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われている。このことは、自治体の判断として教職員定数改善の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源を保障し、子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出すための条件整備を行っていくことは不可欠なことである。 こうした観点から、2017 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう要望する。 記 １　子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
金ヶ崎町	【議決年月日】平成 28 年９月 21 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣 経済産業大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】「ＴＰＰ承認案と関連法案」の撤回・廃案を求める意見書 ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）は、本年２月４日に交渉参加１２カ国による「署名調印式」が行われ、各国での承認手続きを進めることになった。 これを受け、安倍政権は、３月８日にＴＰＰ協定発効に向けた「承認案」と「関連法案」について閣議決定し、前国会に提出した。しかし、国会審議の中で「交渉過程の完全秘密」や「黒塗り資料提出」など政府の不誠実な対応に加え、西川公也衆議院ＴＰＰ特別委員長の議事運営や同交渉の内幕を記述した著書出版などをめぐり、与野党間の対立は激化した。 安倍政権は、熊本大地震の影響などにより想定していた国会の審議時間が確保できず、継続審議にし、今秋の臨時国会での成立を目指している。 ＴＰＰはコメや牛肉などの農産物を含め関税を原則として撤廃し、輸入を拡大するとともに、食の安全、著作権、雇用、医療などあらゆる分野で多国籍大企業の利益を最大限に確保するため国民を犠牲にするルールを押し付けるものである。特に、ＩＳＤ条項（投資家対国家間の紛争解決条項）は、環境、健康、地域経済などを守る国内ルールを一企業が「利潤拡大」を阻害したとして、国家、自治体を訴え、巨額の賠償金や制度改変を迫ることができるという、国家主権を売り渡す危険な協定である。 ＴＰＰは、国会が「聖域」と決議したコメ、麦、牛・豚肉、乳製品、砂糖（甘味資源作物）の農産品重要５品目を細分化した５８６品目中、コメではビーフン、牛・豚肉ではコンビーフやベーコンなど加工食品を中心に１７４品目の関税を撤廃する。牛肉の関税率はＴＰＰの発効に伴い、現在の３８．５％から２７．５％に引き下げる。その後も段階的に削減し、１６年目には９％となる。 これまで日本が締結したＥＰＡ（経済連携協定）にはすべて「除外」規定があり、対象にはコメや麦など重要品目が入っていた。しかしＴＰＰには国会決議が求めた重要農産品の「除外」という言葉さえ盛り込まれていない。さらに、7 年後に他国からの要請があれば再協議する条文も含まれており、関税撤廃を加速する仕組みになっている。ＴＰＰを批准すれば、後戻りできない関税撤廃の道に進むことになる。 アメリカではＴＰＰ反対をかかげる大統領候補がおり、アメリカ議会での議論は１１月の大統領選後になる見通しであり、日本が急いで批准する必要はない。 農林水産業は、地域社会の形成、洪水防止、水質浄化、生態系保全など、歴史文化の伝承や国土保全に重要な役割を果たしている。ＴＰＰは、こうした多面的機能を喪失させる可能性が強い。 ＴＰＰは、金ケ崎町の基幹産業である農業の発展を阻害することが明らかである。国会決議に違反した協定は国会の責任で批准を拒否し、関連法案を廃案にすべきである。

市町村議会名	意見書の内容
	以上のような理由から政府及び国会に対して下記のことを強く求める。 記 1　政府は、国会に提案した「ＴＰＰ承認案と関連法案」を撤回すること。 2　国会は、「ＴＰＰ承認案と関連法案」を廃案にすること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
金ヶ崎町	【議決年月日】平成 28 年９月 21 日 【提　出　先】内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣 【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元を求める意見書 日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっています。また、障がい者差別解消法の施行にともなう障がいのある子どもたちへの合理的配慮への対応、国内に在住する外国人の子どもたちへの支援、いじめ・不登校など、学校をとりまく状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大しています。また、学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。こうしたことの解決にむけて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。 しかしながら、第７次教職員定数改善計画の完成後１０年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。 義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担割合が２分の１から３分の１に引き下げられましたが、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。 子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、２０１７年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう求めます。 記 １　子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
金ヶ崎町	【議決年月日】平成 28 年９月 21 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書 厚生労働省は平成２７年４月分から年金を０．９％増額改定しました。これは、本来なら消費者物価指数の上昇にリンクして２．７％増額すべきところを、賃金上昇率２．３％に特例水準解消のためとする０．５％を減じたうえに、マクロ経済スライドの適用でさらに０．９％減額し、結果として０．９％の増額改定にとどめたことによるものです。 年金の実質的な低下は、消費税増税、物価上昇、医療・介護保険料の負担増のもとで高齢者、年金生活者など低所得者にとっては、さらに負担が重く、憲法で保障された生存権を脅かしています。 また、年金の毎月支給は、ＯＥＣＤ加盟国のほとんどがそうであるように国際的には毎月支給は当然です。 年金の収入減は年金生活者だけの問題ではなく、若い世代を中心とした現役世代の年金制度に対する不安が解消できず、生活に明るい見通しを持つことができないなど大変深刻な問題です。 年金はそのほとんどが消費に回ります。年金の引き上げは、地域経済と地方財政に与える影響は大きく、自治体の行政サービスにも直結する問題となっています。年金が増えれば地域の消費は増え、高齢者の医療や介護の負担も低減され、好循環になります。 よって、国においては、下記事項について実現するよう求めます。 記 １　年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。 ２　年金額を抑制する「マクロ経済スライド」を廃止すること。 ３　全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に実現すること。 ４　年金支給開始年齢はこれ以上引き上げないこと。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
普　代　村	【議決年月日】平成 28 年９月 15 日 【提　出　先】内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣 【件　　　名】住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書 東日本大震災や近年の台風などにより、公務労働者は国・地方を分かたず、復旧・復興に向けて全力で取り組んでおります。国の機関ではこれらの活動に当たり、全ての地方出先機関が本省と一体となって役割を発揮しています。 仮に国の出先機関の廃止や権限の地方移譲が行われていたなら、迅速な復旧などの取り組みは極めて困難であったと考えられます。そうした復旧・復興の活動は報道でも取り上げられ、国民のいのちを守り安全・安心を確保するためには、国と地方の双方による責任と役割の発揮が重要であることが改めて明らかになりました。 その一方で、現在の都道府県制度をなくし、国の役割を外交や防衛、危機管理、金融などに限定する、「道州制」導入の議論が活発化しております。国民のための議論ではなく、道州制導入ありきの議論が進めば、国民の暮らし・福祉・教育などに関わる国家責任が軽くなるだけでなく、更なる市町村合併によって住民生活・地域格差の拡大がいっそう進行し、住民との距離が広がることによる住民自治の形骸化が懸念されます。 さまざまな政府統計が示すとおり、国民の所得と消費は下がり続け、就業・営業や就学の困難が増し、格差と貧困が広がり続けています。また、大震災の復旧・復興もいまだ終息していない中、東海地震や東南海・南海地震の発生が確実視されるなど生活への不安は増すばかりとなっています。今、国に求められていることは、住民との距離が近い地方と連携して住民の生命財産を守る安全安心を確保する責任と役割を発揮することであります。 国の出先機関の原則廃止をはじめとする「地方分権改革」や「道州制」は、地方に住む国民に対し、国が果たすべき責任と役割を希薄にします。憲法第２５条に記載されている国本来の役割「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」を果たせないことと考えます。 よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望いたします。 記 １、道州制を導入せず、国は、国民が全国どこに住んでも健康で文化的な生活が営めるように必要な役割と責任を担うこと。 ２、国と地方自治体が協力して国民の安全・安心を確保するため、国の出先機関を存続・充実させること。 以上、地方自治法第 99 条の規定による陳情書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
普　代　村	【議決年月日】平成 28 年９月 15 日 【提　出　先】内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元を図るための、平成 29 年度政府予算に係る意見書 日本は、OECD 諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多く、また、障害者差別解消法の施行にともなう障害のある子どもたちへの合理的配慮への対応、いじめ・不登校など、学校をとりまく状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は大きいものとなっております。 しかしながら、第７次教職員定数改善計画の完成後 10 年もの間、国による改善計画のない状況が続いており、自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要であります。よって、一人ひとりの子どもたちへのきめ細やかな対応や、学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠であります。 国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であります。子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠であります。こうした観点から、平成 29 年度政府予算編成において、下記条項が実現されるよう、強く求めるものであります。 記 １. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定による意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
普　代　村	【議決年月日】平成 28 年９月 15 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣 岩手県知事 【件　　　名】私学助成の充実を求める意見書 私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。 現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当りにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。 よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。 過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金を更に充実することを求めます。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
普　代　村	【議決年月日】平成 28 年９月 15 日 【提　出　先】内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、農林水産大臣、経済産業大臣 国土交通大臣、岩手県知事 【件　　　名】台風 10 号による災害への対策を求める意見書 北海道・東北地方では本年 8 月以降、度重なる台風等記録的な大雨の影響により各地において甚大な被害が発生した。 特に台風 10 号により北海道や岩手県では、河川のはんらんや土砂災害により尊い人命は奪われ、住宅や農地への浸水被害、道路や橋などの損壊など、公共インフラにも多大な損害を与え、さらに立木の流入等により定置網・養殖施設等水産業にも深刻な影響を及ぼしている。 ついては住民が一日も早く元の生活を取り戻し、安全・安心に暮らすことができるよう、下記事項について強く要望する。 記 １．２級河川普代川・茂市川の越流により、被災地域が普代村役場、普代駅、国保医科・歯科診療所、久慈消防署普代分署などの重要な公共施設や、地盤の低い住宅地など広い範囲に及んでいることから、その防止のために早急に堤防構築など治水対策を行うこと ２．被災者の生活再建に万全を期すこと ３．災害復旧工事の早期実施に向け、市町村等に対する技術的支援や応急工事の速やかな承認、災害査定業務の迅速化及び事務手続きの簡素化を図るとともに、今回の災害を教訓とした防災対策を講じること ４．被災した農林水産商工業者の経営再建に対する支援を講じること 以上、地方自治法第 99 条の規定による意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
野　田　村	【議決年月日】平成 28 年９月 16 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣 岩手県知事 【件　　　名】私学助成の充実を求める意見書 私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。 現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当たりにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。 よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。 過疎地域の私立学校に対する特別助成の増額を求め、私学助成金を更に充実することを求めます。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。